

「くまいし荘短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(北海道指定第0171600117号)

当事業所は、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、利用上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情処理の体制、手順について
6. 事故発生時の対応

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 熊石敬愛会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道二海郡八雲町熊石平町324番地269 |
| (3) 電話番号 | 01398-2-2020 |
| (4) 代表者氏名 | 宮 田 千 秋 |
| (5) 設立年月日 | 昭和52年7月18日 |

2. 事業所の種類

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 短期入所生活介護サービス
平成12年 4月 1日指定
北海道 第0171600117号 |
| (2) 事業所の目的 | 短期入所生活介護サービスは、介護保険法令に従い、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を提供する事を目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | く ま い し 荘 |
| (4) 事業所の所在地 | 北海道二海郡八雲町熊石平町324番地269 |
| (5) 電話番号 | 01398-2-2020 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 土 谷 博 道 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

短期入所生活介護サービスは、介護保険法令に従い要介護状態等になった利用者が、可能な限り、居宅においてその有する能力に応

じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的においてご利用いただけます。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間
 営業日 年中無休
 受付時間 月～金 8:30～17:30 土・日・祝日 8:30～17:30
- (10) 入所定員 8名
- (11) 居室等の概要
 当施設では、以下の居室・設備をご用意しております。
 ①従来型個室 8室
 ②その他主な設備（特別養護老人ホーム共用）
 ・浴室（一般浴 4ヶ所・特浴 1ヶ所） ・トイレ4ヶ所
 ・交流スペース 1ヶ所 ・医務室 1室 ・ボランティア室 1室
 ※上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

※居室の変更は利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は居室の空き状況により、施設でその可否を決定いたします。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員配置	指定基準	
1. 施設長(管理者)	1 名	1 名	※
2. 生活相談員	1 名	1 名	※
3. 介護職員	34名以上	27 名	※
4. 看護職員	1名以上		※
5. 機能訓練指導員	2 名	1 名	※
6. 医 師	1 名	必要数	※
7. 管理栄養士	1 名	1 名	※

※は、特別養護老人ホームと兼務

< 主な職種の勤務体制 >

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	原則として週 1 回の診断
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 A勤務： 7：00～16：00 4名 B勤務： 9：00～18：00 4～6名 C勤務：13：00～22：00 4～6名 D勤務：22：00～翌8：00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中 8：30～18：00 1名
4. 機能訓練指導員	平日 9：15～10：00 1名

※勤務体制は特別養護老人ホームと兼務、また土曜日、日曜日、は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。

< サービスの概要 >

①食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食事を摂取していただく事を原則としています。
(食事時間)
・朝食 7時00分～ 9時00分
・昼食 11時00分～13時00分
・夕食 17時00分～19時00分

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴する事が出来ます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機 能 訓 練

- ・機能訓練指導員(看護職員)により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健 康 管 理

- ・利用中の医療機関の受診は、基本的には家族に対応していただきます。但し、利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合があります。

⑥その他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

< サービス利用料金（１日あたり） >

下記の料金表によって、利用者の要支援、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

1. 利用者の要介護・要支援	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2. サービス利用料金	4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
3. うち、介護保険から給付される金額	4,059 円	5,049 円	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
4. 自己負担金額	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

※ 一定以上の収入のある方については、サービス料自己負担分が２割となります。

当事業所の滞在費・食費の負担額(介護保険の給付対象とならないサービス)

5. 居室に係る自己負担額	第 1 段階 380 円	第 2 段階 480 円	第 3 段階① 880 円	第 3 段階② 980 円	第 4 段階 1,231 円
6. 食事に係る自己負担額	第 1 段階 300 円	第 2 段階 600 円	第 3 段階① 1,030 円	第 3 段階② 1,360 円	第 4 段階 1,545 円
7. 自己負担額合計	4 + 5 + 6				

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定証の発行を受けている方は、それぞれ居住費・食費の額が異なります。

※食費の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。

1日の食費は1,545円(朝食：390円・昼食：600円・夕食：555円)となっております。食費は召し上がった分をお支払い願います。

◎社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

※ 低所得者で生計が困難である方及び生活保護受給者は、申請により介護サービス費、食費、滞在費等の利用者負担が軽減される場合があります。詳しくは生活相談員にご相談ください。

※ 介護給付サービス加算の負担額

看護体制加算	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	緊急短期入所受入加算	療養食加算	送迎加算
4 円／日	1 3 円／日	2 2 円・1 8 円／日又は6 円／日	6 0 円／日	8 円／1 食	1 8 4 円／1 回
介護職員処遇改善加算					
基本サービス（1 ヶ月分）＋各種加算（1 ヶ月分）に 176/1000 を乗じた金額					

※ 一定以上の所得のある方については、サービス加算負担分が 2 割負担となります。

（２） （１）以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①当事業所の滞在費・食費の負担額

居室に係る自己負担額（1 日）	第 1 段階 380 円	第 2 段階 480 円	第 3 段階① 880 円	第 3 段階② 980 円	第 4 段階 1, 231 円
食事に係る自己負担額（1 日）	第 1 段階 300 円	第 2 段階 600 円	第 3 段階① 1, 030 円	第 3 段階② 1, 360 円	第 4 段階 1, 545 円

対 象 者		区 分	居住費	食 費
生活保護受給者		利用者負担 第 1 段階	380 円／日	300 円／日
市町村 世帯全員が 非課税者	老齢福祉年金受給者			
	市町村民税世帯非課税で課税年金収入が 82.65 万円以下の方で預貯金等が 650 万（夫婦 1, 650 万）以下	利用者負担 第 2 段階	480 円／日	600 円／日
	市町村民税世帯非課税で課税年金収入が 82.65 万円超 120 万円未満の方で預貯金等が 550 万（夫婦 1, 550 万）以下	利用者負担 第 3 段階①	880 円／日	1, 030 円／日
	市町村民税世帯非課税で課税年金収入が 120 万円超の方で預貯金等が 500 万（夫婦 1, 500 万）以下	利用者負担 第 3 段階②	980 円／日	1, 360 円／日
上記以外の方(市町村民税課税世帯等)		利用者負担 第 4 段階	1, 231 円／日	1, 545 円／日
課税世帯の方・預貯金等について、配偶者がいる方は合計 2, 0 0 0 万円以上・配偶者のいない方は 1, 0 0 0 万円以上			1, 231 円／日	1, 545 円／日

②理髪

[理髪サービス]

理髪師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

※ 利用料金： 1 回あたり 2, 3 0 0 円

③レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただく事が出来ます。

※ 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。

※ 1枚につき10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただく事が適当であるものに係る費用を負担いただきます。

※利用料金：実費

※ 但し、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので負担の必要はありません。

⑥電気代

特別に使用されるもの 1日あたり20円（冷蔵庫等）

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、利用日数毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．窓口での現金支払い
イ．下記指定口座への振り込み 道南うみ街信用金庫熊石支店普通預金 口座番号021640 口座名義 特別養護老人ホームくまいし荘 施設長 土 谷 博 道

（4）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事が出来ます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	八雲町熊石国民健康保険病院
所在地	二海郡八雲町熊石平町324番地268
診療科	内科・外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	熊石歯科診療所
所在地	二海郡八雲町熊石雲石町155番地

5．サービスをやめる場合

利用の有効期間は、利用の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、利用期間満了の2日前までに利用者から利用終了の申し入れがない場合には、利用は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。利用期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事が出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所の利用は終了します。

- | |
|--|
| ① 利用者が死亡した場合 |
| ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |

- | |
|--|
| ⑤ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
| ⑥ 事業者から利用解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |

（１）利用者から利用解除の申し出

利用の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約する事が出来ます。その場合には、利用終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に利用を解除する事が出来ます。

- | |
|---|
| ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意出来ない場合 |
| ②利用者が入院された場合 |
| ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合 |
| ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく短期入所生活介護サービスを実施しない場合 |
| ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 |
| ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
| ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |

（２）事業者からの利用解除の申し出

以下の事項が、該当する場合には、利用を解除させていただく事があります。

- | |
|--|
| ①利用者が、利用時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ②利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
| ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |

（３）利用の終了に伴う援助

利用が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

6. ハラスメントについて

（１）ハラスメントの禁止

利用者及びその家族等は介護職員等に対し、その尊厳を傷つける行為、暴言や暴力、セクシャルハラスメント、その他適切なサービス提供を妨げるカスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。

（２）事業所の措置・対応

万が一、前項に該当する行為が認められた場合、速やかに事実関係を調査し、行為者に対して文書等による警告を行います。また、職員の安全確保のために複数名での訪問体制への切り替えやサービスの臨時停止措置を講ずることがあります。

（３）契約解除に関する事項

利用者またはその家族等によるカスタマーハラスメント行為が改善されず、信頼関係が著しく損なわれ、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合、本契約を解除することができるものとします。

7. 苦情処理の体制、手順について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）
生活相談員 神 原 英 哉
介護支援専門員 岡 田 義 孝
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日
午前9：00～午後5：00

(2) 第三者委員による苦情の受付

熊石敬愛会監事 岩 佐 隆 治 TEL 01398-2-3740

熊石敬愛会監事 加 藤 元 TEL 090-4871-6814

(3) 行政機関その他苦情受付機関

八雲町熊石総合支所 住民サービス課	所在地 二海郡八雲町熊石根崎町 TEL 01398 (2) 3111
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 TEL 011 (241) 3976
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 TEL 011 (231) 5161
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 TEL 011 (204) 6310

(4) 苦情解決責任者

施設長（管理者） 土 谷 博 道

(5) 苦情解決の手順

①利用者への周知

- ア 施設内の掲示、パンフレットの配布等により、利用者へ苦情を受け付ける旨と解決の仕組みについて周知する。
- イ 利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会の氏名連絡先を周知する。

②苦情の受付

- ア 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付ける事を周知する。
- イ 苦情受付担当者は、利用者に対し、第三者委員へ直接苦情を申し出ることが出来る事を周知する。

③苦情解決の報告・記録

- ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
- イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し必要な助言を受ける。
- ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については、苦情申出人及び第三者委員に対して一定期間経過後報告する

④苦情解決へ向けての話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求める事が出来る。

⑤解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業所によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載し公表する。

⑥利用者への周知

苦情解決責任者は、利用者に対して苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて（苦情申出窓口等）周知する。

8. 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、直ちに応急処置をし、病院に受診、医師に診察、治療をしていただく。
- ・事故の状況、内容については直ちに家族、市町村に報告する。
- ・事故原因を分析し、再発防止策を検討する。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

くまいし荘短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏 名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 ㊞

緊急時連絡先及び携帯電話番号 ()

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建
- (2) 建物の延べ床面積 3, 862、08 m²
- (3) 施設の周辺環境

当施設は、道南休養村の一面にあり、一帯は三方山に囲まれた日本海を眺望出来るなどらかな丘陵地に、温泉を利用出来る施設です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

当施設では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

介護職員 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置します。

生活相談員 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員 主に利用者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
2名の看護職員を配置しています。

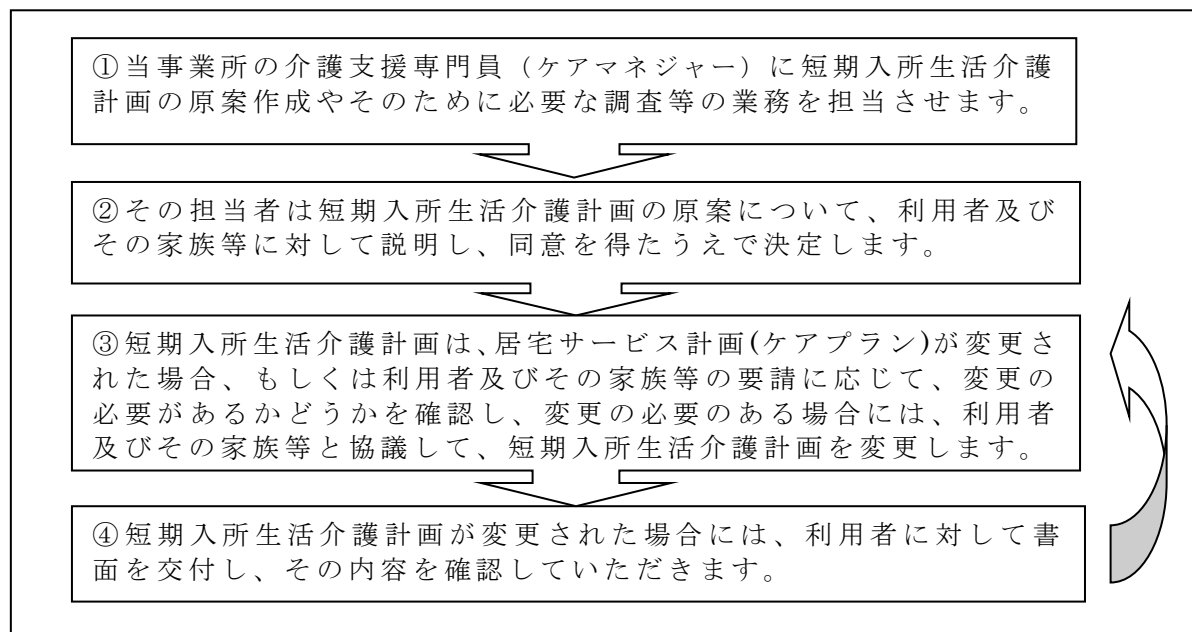
機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。
看護職員が兼務いたします。

医師 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
医師は、八雲町熊石国民健康保険病院より派遣されます。

※ 特別養護老人ホームと兼務

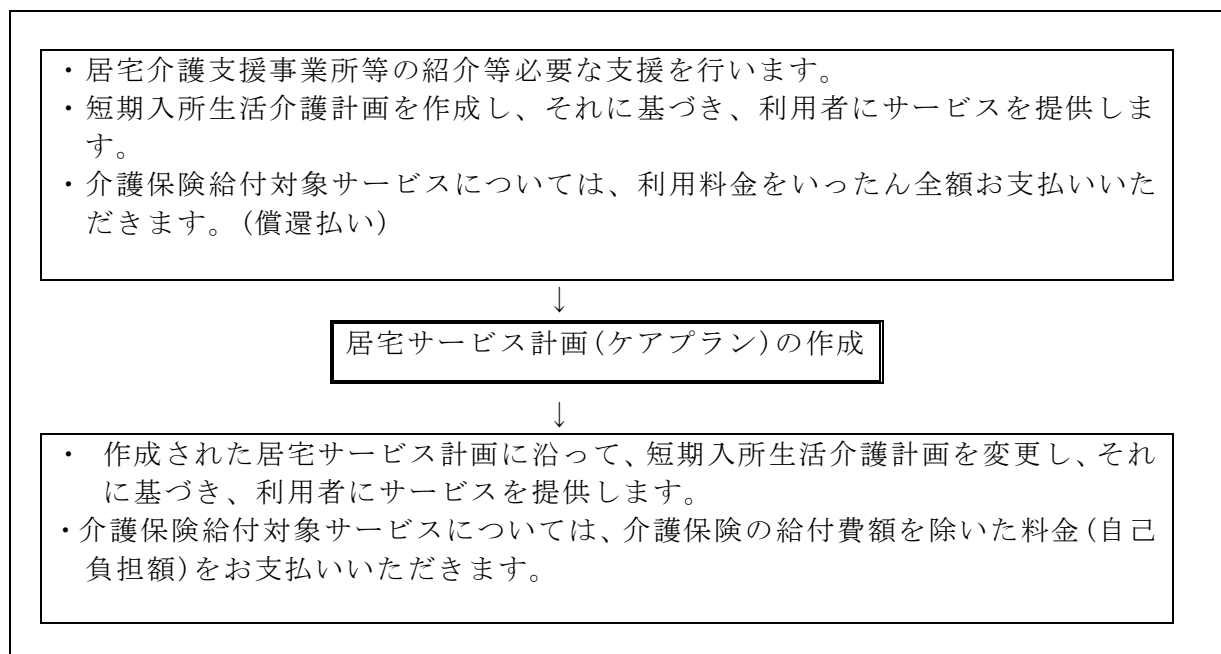
3. 利用からサービス提供の流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、「短期入所生活介護計画」に定めますサービスの流れは次の通りです。

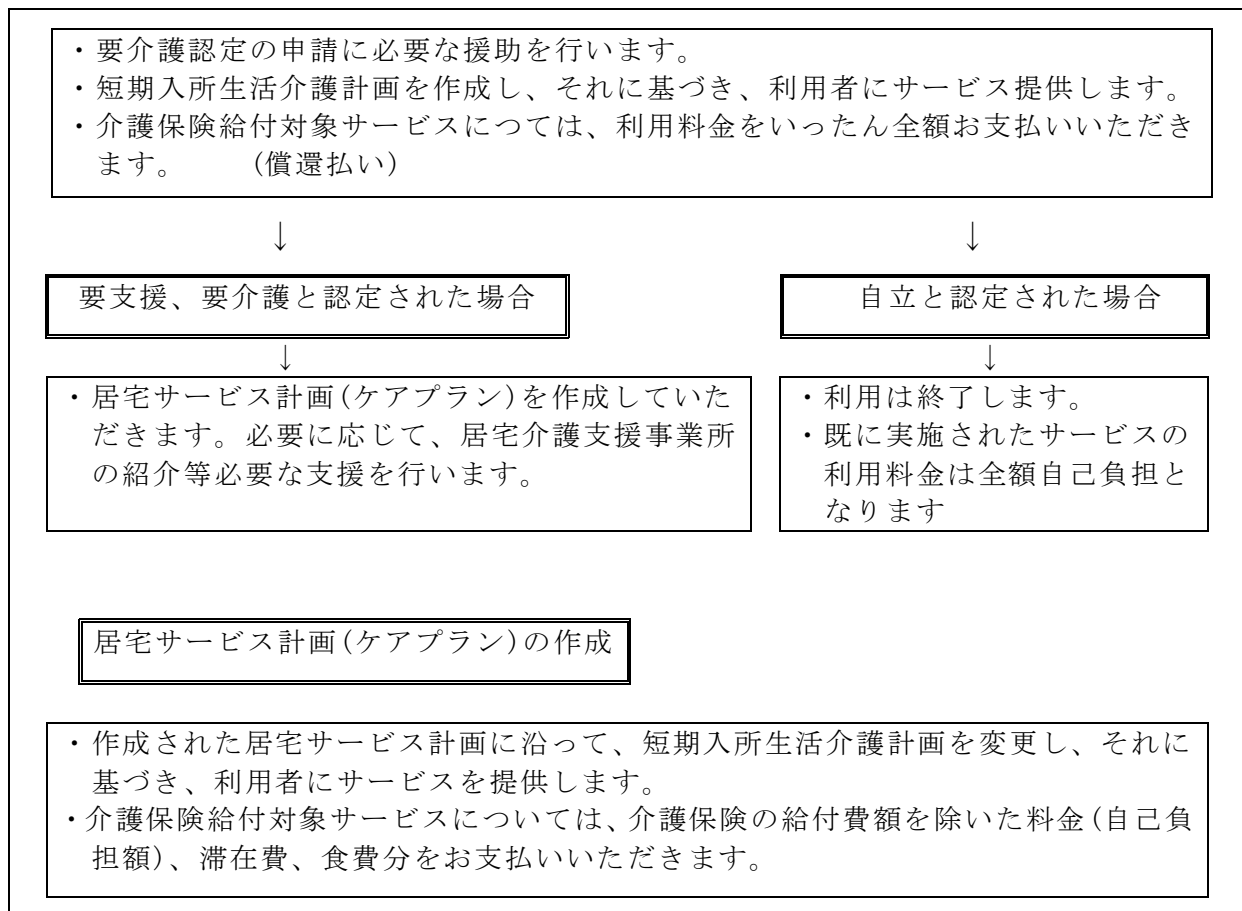


- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者の口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けて歯科衛生士により、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的援助及び指導を受けます。（2回以上）
- ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに措置を講じます。
- ⑤利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑥利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦虐待防止、身体拘束廃止のための指針を整備し、虐待防止、身体拘束のための対策を定期的に検討していきます。研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、利用者の人権を擁護します。利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正

な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑧ 事業者及び従事者又は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者との利用の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、事業者と利用者との協議の上で持ち込みが出来ます。

(2) 面会

面会時間 午前 7時～午後9時

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪された場合、食べ物等については報告願います。

(3) 施設、設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外では喫煙できません。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 福祉サービス第三者評価事業について

当施設では、実施しておりません。